

医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件（案）について

厚生労働省医政局地域医療計画課

1. 改正の背景

- 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の3第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、医療提供体制の確保を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされており、法第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療計画を定めることとされている。

- 平成29年度に、各都道府県において、第7次医療計画（平成30～35年度）の策定が行われることに先立ち、平成28年5月より「医療計画の見直し等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、現行の第6次医療計画の課題や第7次医療計画に記載が必要と考えられる事項等について議論を進め、同年12月に検討会の意見の取りまとめを行った（※）。

 - ※ この他、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」、「周産期医療体制のあり方に関する検討会」、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」等において議論を実施。

- また、基本方針の策定に当たっては、法第30条の3第1項の規定により、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第3条第1項に規定する総合確保方針（「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）。以下「総合確保方針」という。）に即することとされている。平成30年度に、医療計画と介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「介護保険事業（支援）計画」という。）が同時に開始することを踏まえ、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第431号）により、総合確保方針が改正されている。

- 本告示案は、検討会の意見の取りまとめ、総合確保方針の改正等を踏まえ、「医療提供体制の確保に関する基本方針」（平成19年厚生労働省告示第70号）の一部を改正するものである。

2. 改正の内容

- 検討会の意見の取りまとめを踏まえ、以下の改正を行う。
 - ・ 医療計画に定める5疾病の一つである「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」に見直し
 - ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行に伴い、医療計画の計画期間を5年から6年（在宅医療については、介護保険事業（支援）計画との整合性を図るため、計画期間の中間年となる3年にも調査、分析等を実施）に見直し
 - ・ 精神疾患について、多様な精神疾患等ごとに医療を提供する機能や地域連携を推進する機能を求めることを明確化
 - ・ 災害時における医療について、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備や日本医師会災害医療チーム（JMAT）との連携等を明確化
 - ・ へき地の医療について、へき地保健医療計画を医療計画へ一本化することに伴う所要の改正
 - ・ 救急医療について、精神科救急医療との連携体制を確保することを明確化
 - ・ 周産期医療について、周産期医療体制整備計画を医療計画へ一本化することに伴う所要の改正、災害時における医療等との連携等について明確化
 - ・ 小児医療について、地域における受入体制の充実について明確化
 - ・ 薬局の役割について、医療機関との連携について明確化
 - ・ 地域医療構想について、地域医療構想調整会議での議論の進め方等を明確化
 - ・ 医療計画の作成に当たって、調和が保たれるよう配慮すべき他の法律の規定による計画等の追加 等
- 総合確保方針の改正を踏まえ、以下の改正を行う。
 - ・ 医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性の確保に関する記載を追加
- その他所要の時点修正、文言の適正化を行う。

3. 根拠条項

法第30条の3第1項

4. 今後の予定

- 告示日：平成29年3月下旬
- 適用日：平成29年4月1日